

## 第4回農業委員会総会(令和2年7月17日)

事務局 (矢村 浩一)

只今の出席委員は12名でございます、定足数に達しておりますので、只今から令和2年第4回農業委員会総会を開催いたします。今回このメンバーで最後の総会となりますので、宜しくご審議の程お願い申し上げたいと思います。

まず初めに会長よりご挨拶を申し上げます。

議長 (今 耕一)

皆さんおはようございます。コロナの状況、そして梅雨の状況が非常に心配になってくるような変な年に巡り合せたなという様な思いもしております。

コロナの関係ではやはり農業にも多少なりとも影響があります。今までは花卉また果樹等色々な話があったのでございますが、今回米についてもお話がございました。先日、全農さんの話を伺いますと、民間在庫が200万トンの在庫が生じたということで、これは一つは契約したけれど契約破棄という様な流れだったようで、これもコロナの影響だったのかなと思います。

おそらく農協の理事さん等は情報が入っていると思いますが、全農としては、できるだけ飼料米にはまわしてもらえないのかというような相談もしている最中で、経営者協議会のほうで善後策を練っている様な話もしております。そんな中で、千円の単価が下落すれば、30億円の損失が生じるというような話もしております。これはやはり農業にまでコロナが影響してきたということは、一応ご報告しておきたいと思います。

最後の総会にあたり、皆さんと楽しく過ごした3年間でございましたが、やはり諸情勢が毎年変化しているという現状が、皆さんと共に知ることができたと思っております。

これからの農業または那須町の産業がこれに対してまだまだ変化していくので、常に農業委員会もきちんとした前向きな姿勢をとっていければ幸いと思っております。

本日第4回農業委員会総会、案件は若干少ないかと思えます。皆さんと慎重審議で進めたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い致します。以上です。

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

( 憲 章 朗 読 )

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、今会長にお願いしたいと思います。

**議長** (今 耕一)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので、私よりご指名を致します。

7番・林武信委員、8番・高久和司委員の2名をご指名致します。

### —議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

**議長** (今 耕一)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

**事務局** (赤羽根 泰啓)

2頁をお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番～5番の5件でございます。

いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

**議長** (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の林武信委員、調査の報告をお願い致します。

**7** (林 武信)

議案第1号番号1番についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 豊原丙〇〇 Aさん

(譲受人) 豊原丙〇〇  
有限会社B 代表取締役 Cさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

権利移転・設定の事由:(譲渡人)労働力不足により耕作できないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果について総合意見を申し上げます。

譲受人である有限会社Bは前年度実績では生乳で××t、和牛元牛で××頭、肉用肥育牛で約××t販売する農地取得適格法人になっております。農地約××haに主にデントコーンを作付し、自給飼料生産にも力を入れているところでございます。

申請地は耕作出来ず遊休地化しておりました。その北側は自作地で、南側の隣接する農地は現在公社を通じての買い受けが進行中であり、同時期に譲渡人より当該地の譲渡の申し出があり、併せて耕作しますと広く使え便利になります。遊休農地の解消と農地の集積・集約の観点から好ましい申請であると見て参りました。

なお7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の白井英雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (白井 英雄)

担当委員の説明の通りでございまして、付け加える事はございません。なお申請地の関係につきましては担当委員の報告通り現在山林化しています。それを開墾して牧草地にするということでございますので、特に意義のある案件であると思われれます。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告および調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願い致します。

3 (和知 伸子)

議案第1号番号2番についての報告を申し上げます。

(譲渡人)稲沢〇〇 Dさん

(譲受人)大田原市〇〇 Fさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)高齢のため耕作できないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果、DさんはEさんの祖母方の遠縁にあたります。申請地は譲渡人が高齢のため長年耕作しておらず、耕作放棄地になっております。譲受人のEさんは酪農を営んでおり、自作地と隣接している農地を買い受けて元の農地に復元し、牧草とビール麦を作付けし畑として利用したいということでありまして、好ましい申請であると見て参りました。

7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、林武信委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の白井英雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (白井 英雄)

担当委員の報告通りで付け加えることはございません。なお7月13日第4班井上委員、林委員、事務局で確認を実施しております。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告および調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

次に3番について、担当委員の井上一雄委員、調査の報告をお願い致します。

6 (井上 一雄)

議案第1号番号3番についての報告を申し上げます。

(貸 人)高久甲〇〇 Fさん

(借 人)高久甲〇〇 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(貸 人)経営移譲年金受給に係る処分対象農地のため経営を移譲する

(借 人)農業を継承するため

使用賃借による権利の設定 期間:許可の日より××年間

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

Fさんは長男であるGさんに使用賃借権により経営移譲をして農業者年金を受給しておりまして、新たに高久甲〇〇、〇〇、〇〇の3筆の現況は田であるが台帳は宅地・原野であることが判明しましたので、今回農地に修正するものでございます。新たにFさんに農地が発生した為に使用賃借権により経営移譲するものであり、今回農地利用最適化推進委員の木村儀市さんが事前に6月初旬頃現況も調査しておりますので併せて報告致します。今回農地ができたということで、このままでは年金が停止になるということでございます。台帳上ハッキリするということで好ましい案件だと思っております。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

次に4番について、担当委員の益子政一委員、調査の報告をお願い致します。

9 (益子 政一)

議案第1号番号4番についての報告を申し上げます。

(譲渡人)東岩崎〇〇 Hさん

(譲受人)東岩崎〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)高齢のため耕作できないため

(譲受人)経営規模拡大のため

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果、譲渡人は1人暮らしで後継者もなく、高齢で耕作もできないことから、申請地を耕作してくれる人がいれば無償で譲りたいとかねてから考えていたようでございます。この程農地を取得し、規模拡大を図ってゆきたいという譲受人との話し合いが進み許可申請に至ったということでございます。

総合意見として、申請地は譲受人の自宅から至近距離にあり、耕作農地に隣接しており、利便性も良く更に規模拡大が図れることから、好ましい申請と見て参りました。

なお、7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、林武信委員並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の白井英雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (白井 英雄)

担当委員の説明の通りでございまして、付け加えることはございません。

なお、7月13日調査班第4班井上一雄委員、林武信委員並びに事務局で現地確認も実施しております。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告および調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。

次に5番について、担当委員の益子政一委員、調査の報告をお願い致します。

9 (益子 政一)

議案第1号番号5番についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 東岩崎〇〇 Jさん

(譲受人) 東岩崎〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)譲受人より依頼があったため

(譲受人)農地を集約するため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果、申請地の近くには譲受人が耕作している畑があり当該地も隣接しており、農地の集約も図られます。更に自宅からも至近距離で管理も容易でありたいへん好ましい申請であると見て参りました。

また本案件の申請地は前4号案件の申請地にも隣接していることを付け加えておきます。以上です。

なお、7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、林武信委員並びに事務局で現地調査も行われております。

議長 (今 耕一)

調査委員の井上一雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

6 (井上 一雄)

ただいまの担当委員の調査報告の通りでございまして、何ら付け加えることはございません。なお7月13日白井委員、林委員、私と事務局の方で現地調査を実施致しました。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告および調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の5番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め5番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。



事務局 (赤羽根 泰啓)

4頁をお開き下さい。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の大島和明委員、調査の報告をお願い致します。

4 (大島 和明)

議案第2号番号1について調査の報告を致します。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Kさん

(譲受人) 寺子丙〇〇 Lさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分: 第3種

転用の事由: 譲受人は将来を考え、甥と同居することになったため、家と車庫が手狭になり、現在の車庫を壊し、新たに車庫兼住宅を建設したい。

売買による所有権移転 用地取得費 ××円

転用の概要: 一般住宅拡張用地 ××m<sup>2</sup>

資金計画: 土地購入費××円、建物建築費××円、

諸経費××円、計××円 全額自己資金

総合意見と致しましては、申請地は宅地拡張のための用地で、面積××m<sup>2</sup>です。畑ではありますが作付はしておらず雑種化しております。他の作物への影響もなく、転用はやむを得ないと思われれます。

なお、7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、林武信委員並びに事務局で現地調査も行われております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の井上一雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

6 (井上 一雄)

担当委員の報告の通りで、何ら付け加える事はございません。この案件について同意致します。

なお、7月13日調査班第4班白井英雄委員、林武信委員、私と事務局で現地調査も実施致しました。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の井上一雄委員調査の報告をお願いします。

6 (井上 一雄)

議案第2号番号2について調査の報告を致します。

(賃 人)高久甲〇〇 Mさん

(借 人)高久甲〇〇 Nさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分:第2種

転用の事由:借人は現在、妻の家族と同居しているが、子供が2人になり手狭になったため、将来や育児のことを考え両親の自宅に近い場所に自宅を建築したい。

使用貸借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:一般住宅用地 ××m<sup>2</sup>

資金計画:住宅建築費××円、上水・浄化槽設置費××円

土地造成費××円、計××円 全額借入金

申請人は現在妻と両親と同居していますが、子供が2人になり手狭になった為、将来の育児等を考え両親の住宅の場所に自宅を建てるということで申請が出されております。建築用地については農地等にも広がりがないので、宅地の続きということでございます。町の人口も増えるということでやむを得ない申請であると思われます。なお金融機関の融資等も出ております。建築は間違いなくされると思います。

なお、7月13日調査班第4班白井英雄委員、林武信委員並びに事務局で現地調査も行われております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (林 武信)

7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、私と事務局で現地調査も実施してまいりました。担当委員の報告通りで特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について許可する事に決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

6頁をお開き下さい。

議案第3号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の益子政一委員、調査の報告をお願い致します。

9 (益子 政一)

議案第3号1番について、調査の報告を致します。

(願出人)那須塩原市〇〇 〇さん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:〇さん

利用状況:××年以上前より山林化し、現在に至る

調査の結果、申請地は伊王野山村広場から東へ数百メートルの所でありまして、南が霞ヶ城カントリークラブの山林に隣接した場所でございます。いわゆる改田した田んぼでございましたが、水利などが十分でなく長い間まったく作付等していないということでございます。山林化した水田はこの申請地近くにこの××筆を含めて約××a程でございます。今回の××筆はその一部でございます。

申請地は2筆とも雑木、くず藤などが生い茂り、まさしく非農地として見て参りました。

なお、7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、林武信委員並びに事務局で現地調査も行われております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (林 武信)

7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、私と事務局で現地を見て参りました。担当委員の報告通りで特に付け加える事はございません。申請地は立地条件がかなり不便な所にありまして、どう見ても今後畑、田んぼとして使って行けるような所ではないなと思って見て参りました。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に2番について、担当委員の白井英雄委員、調査の報告をお願い致します。

11 (白井 英雄)

議案第3号2番について、調査報告を致します。

(願出人)横岡〇〇 Pさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Pさん

利用状況:××年以上前より〇〇、〇〇は山林化しており、〇〇は砂利敷きの駐車場となっている。

総合意見ですが、申請地は昭和55年度の国道294号線の開通により分断され、分筆により分けられ、それ以降農地としての利用はできなくなり、〇〇については砂利敷きにより現在横岡前の直売所の駐車場として利用し、〇〇につきましては××年以上前より山林化してきており現在に至っております。

申請地は農地としての利用性は悪く、復元は難しく、非農地としてであると確認して参りました。

なお、7月13日調査班第4班井上一雄委員、林武信委員並びに事務局で現地調査も行われております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (林 武信)

7月13日調査班第4班白井英雄委員、井上一雄委員、私と事務局で現地を見て参りました。担当委員の報告通りで特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問がないようなのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

#### 一議案第4号 農用地利用集積計画の要請について一

議長 (今 耕一)

議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

なお1番から4番についてを一括審議と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (矢村 浩一)

8頁をお開き下さい。

議案第4号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から4番までの4件について、説明を致します。

1番

設定者:Qさん

被設定者:栃木県R 理事長 Sさん

土地の所在:豊原丙 合計×筆

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価:××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

2番

設定者:Tさん

被設定者:Uさん

土地の所在:漆塚 合計×筆

地目:田、畑

面積:××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円 毎年12月31日までにTさん宅へ現金を持参する。

新規設定

3番

設定者:Nさん

被設定者:株式会社V 代表取締役 Wさん

土地の所在:高久丙 合計×筆

地目:畑

面積: × × m<sup>2</sup>

利用権の種類: 賃借権

内容: 普通畑

設定期間: 令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価: 現金 ××円(総額) 10アール当たり××円 毎年12月31日までに設定者が指定する金融機関の口座に、振り込みにより支払うものとする。

新規設定

4番

設定者: Xさん

被設定者: Yさん

土地の所在: 豊原 合計×筆

地目: 田

面積: 合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類: 賃借権

内容: 普通畑

設定期間: 令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価: 現金 ××円(総額) 10アール当たり××円 毎年12月31日までにXさん宅へ現金を持参する。

新規設定

事前に推進委員より良好な案件であると報告を受けておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議長 (今 耕一)

事務局からの説明が終わりましたので、1番から4番の一括で審議いたします。

何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。



「農用地利用集積計画の要請について」1番から4番を要請することにご異議ございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

これもちまして全議案の審議が終了致しました。

令和2年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。